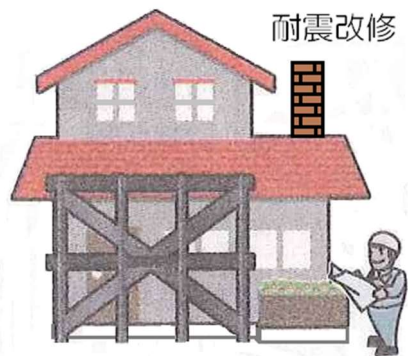


地震からわが家を守る



木造住宅の耐震改修 をしませんか？

—地震による犠牲者は、住宅の倒壊により命を失う例が多く、

既存住宅の耐震性を向上させることが大切な命を守ります。—

○盛岡市では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、自己の居住の用に供する木造住宅で既に耐震診断を受けたもののうち、耐震診断の結果、評点 1.0 未満の住宅を 1.0 以上にする耐震改修に対する助成を行なっております。

○補助額は、耐震改修に要する経費の 4/5 で最大 100 万円。
ほかに、所得税や固定資産税の控除を受けることができます。

- ・耐震改修とは、耐震診断によって明らかになった住宅の弱点を補強することです。具体的には、既存の壁を補強したり新しく壁を増やしたり、基礎の補強などを行う事ですが、改修費用は工事の内容によって様々で、100 万円から 200 万円前後の工事が一般的です。また、住みながらの工事も可能です。
- ・過去の地震において倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和 56 年 6 月に耐震基準が強化される以前に建てられたものです。

※耐震診断は、別に募集を行いますので下記までお問合せください。

【盛岡市木造住宅耐震改修費補助金交付事業】

募集期間：広報紙やチラシなどでお知らせします。

募集予定戸数：1 戸

(募集戸数を超過した場合は抽選となりますが、期間を延長して募集した場合は先着順となります)

募集対象：耐震診断済みの木造住宅で、評点 1.0 未満のものを 1.0 以上に改修する住宅

申込み：申込書に必要事項を記入し関係書類の写しを添えて、市役所都南分庁舎 2 階建築指導課へ直接お申込みください。

申込書は盛岡市ホームページのほか、建築指導課市役所本館 1 階の窓口案内所、玉山総合事務所総務課、各支所の窓口にも備え付けてあります。

問合せ先：盛岡市都市整備部 建築指導課 防災係
都南分庁舎 2 階 Tel019-601-3387

耐震改修の補助と優遇税制

① 補助金

耐震改修に要する経費の4/5で最大100万円の補助金を交付します。

※対象住宅：昭和56年5月31日以前に建築された住宅。ただし、昭和56年6月1日以降に増改築等を行っている住宅は対象外となる場合があります。

② 所得税の控除

令和7年12月31日までにを行う耐震工事の標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の 10%（※25万円が限度）が控除されます。

※対象住宅：昭和56年5月31日以前に建築された住宅。

※『住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額』は、「住宅耐震改修証明書」において確認することができます。

② 固定資産税の減額

家屋にかかる固定資産税額（120㎡まで）が1/2相当額になります。

【固定資産税が減額される期間】

令和8年3月31日までに改修工事を行った場合 1年間

※対象住宅：昭和57年1月1日以前から所在する住宅。

※工事完了後の申告方法について、盛岡市資産税課にご確認ください。

!注意! 工事費、補助金の額、税金の控除の額などは、個々の事情により異なります。